第百五十五条の十三第二項第十一号を同項第十五号とし、同項第八号から第十号までを四号ずつ繰り下げ、同項第七号の三を同項第十一号とし、同項第七号の二を同項第十号とし、同項第五号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、同項第四号の二を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　租税特別措置法第六十八条の五十七の二第一項（中部国際空港整備準備金）

第百五十五条の十九第三項第二号中「について法」を「の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に法」に、「記載した確定申告書を提出し」を「記載した書類を添付し」に改め、同条第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項の次に次の二項を加える。

11　法第八十一条の九第二項第二号の連結親法人又は連結子法人は、第八項の規定により法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額に含まないものとされる欠損金額に相当する金額を計算する場合には、第百十三条第八項の規定の例により計算した金額をもつて第百十二条第七項に規定する特定資産譲渡等損失相当欠損金額を計算する場合における同項第一号の金額とすることができる。

12　第百十三条第九項及び第十項の規定は、前項の連結親法人又は連結子法人が同項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第九項中「確定申告書」とあるのは、「連結確定申告書」と読み替えるものとする。

第百五十五条の二十第一項第一号中「みなされて」を「みなされたもののうち、同条第一項の規定により当該連結子法人の」に改め、「算入された金額」の下に「及び同条第五項の規定によりないものとされた金額」を加え、同条第二項中「第十項」を「第十二項」に改め、同条第十項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8　第五項の連結親法人又は連結子法人は、同項の規定により同項に規定するないものとされる欠損金額に相当する金額を計算する場合には、第百十三条第十一項において準用する同条第八項の規定の例により計算した金額をもつて第百十二条第十一項において準用する同条第七項に規定する特定資産譲渡等損失相当欠損金額を計算する場合における同項第一号の金額とすることができる。

9　第百十三条第十一項において準用する同条第九項及び第十項の規定は、第五項の連結親法人又は連結子法人が法第八十一条の九第五項第三号に規定する適格組織再編成等につき前項の規定の適用を受ける場合について準用する。この場合において、第百十三条第十一項において準用する同条第九項中「確定申告書」とあるのは、「連結確定申告書」と読み替えるものとする。

第百五十五条の二十一第二項第一号中「第百五十五条の十九第十二項」を「第百五十五条の十九第十四項」に改め、同項第二号中「のうち法」を「で法」に、「みなされて」を「みなされたもののうち、同項の規定により」に、「）」があると」を「）及び法第五十七条第五項の規定によりないものとされた金額（以下この号及び第五項において「切捨額」という。）がある」に改め、「当該損金算入額」の下に「及び切捨額」を加え、同条第五項第二号中「損金算入額」の下に「及び切捨額」を加える。

第百五十五条の二十三第一項中「以下この条及び次条において同じ」を「次条において同じ」に改め、同条第二項中「配当等の額を」を「配当等の額（適格現物分配に係るものを含む。以下この項において同じ。）を」に改め、「基準日」の下に「（その定めがない場合には、当該配当等の額の支払に係る効力が生ずる日）」を加える。

第百五十五条の二十五第一号中「及び第五項」を削り、「若しくは同法」を「、同法」に改め、「増加した場合の法人税額の特別控除）」の下に「、同法第六十八条の十五の三第二項（連結親法人が同法第六十八条の九第六項に規定する中小連結親法人に該当する場合に限る。）（国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除）、同法第六十八条の十五の四第二項若しくは第三項（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除）若しくは同法第六十八条の十五の五（連結親法人が同条第一項に規定する中小連結親法人に該当する場合に限る。）（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）」を加え、「第六十八条の十五の三第一項後段」を「第六十八条の十五の六第一項後段」に改め、同条第二号中「（同法第六十八条の九の二第七項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）」を削り、「工業用機械等に係る法人税額）」の下に「、同法第六十八条の十五の四（連結納税の承認を取り消された場合の経営改善設備に係る法人税額）」を加え、「又は第五項」を削る。

第百五十五条の二十七第四項中「第四号の二から第十一号まで」を「第五号から第十五号まで」に改める。

第百五十五条の二十八第一項中「における機械等に係る法人税額）」の下に「、同法第六十八条の十五の四第五項（連結納税の承認を取り消された場合の経営改善設備に係る法人税額）」を加える。

第百五十五条の四十三第二項第二号中「又は第二十五条の二第一項」を「、第二十五条の二第一項」に改め、「受贈益の益金不算入」の下に「又は第六十二条の五第四項（現物分配による資産の譲渡）」を加える。

第百五十五条の四十七中「第百五十五条の十九第十項」の下に「及び第十二項」を、「第百五十五条の二十第七項」の下に「及び第九項」を加え、「金額）及び」を「金額）並びに」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（利益積立金額に関する経過措置）

第二条　この政令による改正後の法人税法施行令（以下「新令」という。）第九条第三項（利益積立金額）の規定は、平成二十二年十月一日以後の同条第二項第四号に掲げる事由について適用する。ただし、法人（法人税法第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）又は連結親法人の選択により、当該法人のこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に開始した事業年度の所得に対する法人税又は当該連結親法人若しくは当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の同法第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度（以下「連結親法人事業年度」という。）が施行日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、この政令による改正前の法人税法施行令第九条第三項（利益積立金額）の規定を適用することができる。

（再生計画認可の決定に準ずる事実等に関する経過措置）

第三条　新令第二十四条の二第四項第五号（再生計画認可の決定に準ずる事実等）の規定は、施行日以後に法人税法第二十五条第三項（資産の評価益の益金不算入等）に規定する事実が生じた場合について適用し、施行日前に同項に規定する事実が生じた場合については、なお従前の例による。

（一般寄附金の損金算入限度額に関する経過措置）

第四条　新令第七十三条第二項（一般寄附金の損金算入限度額）の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（適格合併等による欠損金の引継ぎ等に関する経過措置）

第五条　新令第百十二条第五項から第八項まで（適格合併等による欠損金の引継ぎ等）の規定は、法人税法第五十七条第三項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）に規定する内国法人と施行日以後に当該内国法人との間に最後に支配関係があることとなった同項の被合併法人との間で行われる同項の適格合併又は施行日以後に当該内国法人との間に最後に支配関係があることとなった同項の他の内国法人との間に最後に支配関係があることとなった同項の被合併法人との間で行われた同項の適格合併又は施行日前に当該内国法人との間に最後に支配関係があることとなった同項の他の内国法人の残余財産の確定については、なお従前の例による。

2　新令第百十二条第十一項の規定は、法人税法第五十七条第四項の内国法人と施行日以後に当該内国法人との間に最後に支配関係があることとなった支配関係法人（同項に規定する支配関係法人をいう。以下この項において同じ。）との間で行われる同条第四項に規定する適格組織再編成等について適用し、当該内国法人と施行日前に当該内国法人との間に最後に支配関係があることとなった支配関係法人との間で行われた同項に規定する適格組織再編成等については、なお従前の例による。